

株式会社日本政策金融公庫・その他政府系金融機関等で
借り入れされた融資用

◆京丹後市無利子・無担保融資対応利子補給制度◆

京丹後市無利子・無担保融資対応利子補給制度は、新型コロナウイルス感染症対策支援として、市内の中小企業者等が、事業資金を借り入れられその利子を支払われた場合に、支払った利子の一部を予算の範囲内で補助する制度です。対象は以下のとおりとなりますので、よくご確認ください。

対象となる方

つぎのすべてに該当する中小企業者等の方です。

- ① 市内に住所を有する個人事業者(市外で事業を行う場合は、京丹後市税条例第23条第1項の規定に基づく市民税の納稅義務者等)又は市内に所在地を有する法人事業者であること。
- ② 京都信用保証協会の保証対象業種を現に営んでいること。
- ③ 市税等(市税・延滞金及び督促手数料)の滞納がないこと。

対象となる融資

つぎの融資制度を利用して令和2年1月29日から令和5年3月31日までに新たに借入をされた融資

【無利子・無担保対象融資】

- ① 新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ② 生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ③ 小規模事業者経営改善資金
- ④ 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付
- ⑤ 危機対応資金

かつ、国(独立行政法人中小企業基盤整備機構)が実施する、新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る特別利子補給制度(全額補給)を利用していることが必須。

対象となる利子

令和7年1月1日から令和7年12月31日までに支払った利子

補給対象融資の算入限度額

利子補給の対象となる融資の額(融資残額)は、1億1,000万円です。

補給率と補給限度額

【補給期間】 無利子期間(国の利子補給期間)が終了し、初回利子支払月から起算して36月となる末日まで

【補給率】 借入利率のうち0.23%

【補給限度額】 1事業者あたり年100万円

申請書類及び方法

- ① 京丹後市利子補給金申請書(株式会社日本政策金融公庫・政府系金融機関等用)
 - ② 国の「特別利子補給助成金確定通知書」の写し又は「特別利子補給助成金決定通知書」の写し
※原則、確定通知とし確定通知が未発行の事業者については決定通知でも可とする。
 - ③ 日本政策金融公庫の場合 : 「利息支払証明書」及び「お支払済額明細書」の写し
商工組合中央金庫の場合 : 金融機関の押印がある「融資元帳」
- ①②③の書類を、商工振興課(網野町網野385-1ら・ぽーと2階)又は市民局(網野市民局を除く)へご提出ください。
なお、対象となる借入が複数ある場合は、対象融資ごとに提出して下さい。
②の書類は毎年度提出が必要となります。令和5年度に申請いただいた場合も再度提出ください。

申請受付期間 令和8年1月5日(月)～1月30日(金)

お問い合わせ先 京丹後市 商工観光部 商工振興課(69-0440)